

議案第150号

川崎市港湾施設条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市港湾施設条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成20年11月25日提出

川崎市長 阿部孝夫

川崎市港湾施設条例の一部を改正する条例

川崎市港湾施設条例（昭和22年川崎市条例第33号）の一部を次のように改正する。

別表第1中備考以外の部分を次のように改める。

別表第1（第13条関係）

ふ頭用地使用料

種 別		使 用 料	
		単 位	金 額
電 柱	第1種電柱	1本1月まで ごとに	182円
	第2種電柱		279円
	第3種電柱		377円
電 話 柱	第1種電話柱	1本1月まで ごとに	162円
	第2種電話柱		260円
	第3種電話柱		357円
その他の柱類		1本1月まで ごとに	16円

共架電線	電柱に共架する場合		共架柱 1 本 1 月までごとに	1 8 2 円
	電話柱に共架する場合			1 9 6 円
公衆電話所			1 個 1 月までごとに	3 2 5 円
郵便差出箱及び信書便差出箱			1 個 1 月までごとに	1 3 6 円
送電塔			1 月 1 平方メートルまでごとに	3 2 5 円
特別高圧架空送電線			1 月 1 メートルまでごとに	6 円
地下埋設物	埋設管その他これに類するもの	外径 0. 0 7 メートル未満のもの	1 月 1 メートルまでごとに	1 5 円
		外径 0. 0 7 メートル以上 0. 1 メートル未満のもの		2 0 円
		外径 0. 1 メートル以上 0. 1 5 メートル未満のもの		3 0 円
		外径 0. 1 5 メートル以上 0. 2 メートル未満のもの		4 0 円
		外径 0. 2 メートル以上 0. 3 メートル未満のもの		6 0 円
		外径 0. 3 メートル以上 0. 4 メートル未満のもの		8 0 円
		外径 0. 4 メートル以上 0. 7 メートル未満のもの		1 0 0 円
		外径 0. 7 メートル以上 1 メートル未満のもの		1 6 0 円
		外径 1 メートル以上のもの		3 0 0 円
	その他のもの		1 月 1 平方メートルまでごとに	3 0 0 円

架空 工 作 物	架空管その他これに類するもの	外径0.4メートル未満のもの	1月1メートルまでごとに	160円
		外径0.4メートル以上のもの		400円
	支持物		1月1平方メートルまでごとに	400円
	その他のもの			400円
鉄道事業法（昭和61年法律第92号）による鉄道及び用地横断工作物			1月1平方メートルまでごとに	325円
広告塔及び看板類			1月1平方メートルまでごとに	500円
工事のための一時作業所又は工事用材料置場			1月1平方メートルまでごとに	170円
港湾貨物の一時置場			1月1平方メートルまでごとに	120円
事務所及びその附帯施設			1月1平方メートルまでごとに	290円
その他のもの			前各項類似の項目に準じて市長が定める。	

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

ふ頭用地使用料の額を改定するため、この条例を制定するものである。